**（建6-122）東員町まちづくり基本方針検討業務委託**

# 公募型プロポーザル実施要領

**１　目的**

この要領は、東員町まちづくり基本方針検討業務委託（以下「業務」という。）について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から、広く提案を募り、業務を受託する事業者の選定手続きに必要な事項を定めることを目的とする。

# ２　業務の概要

（１）業 務 名 東員町まちづくり基本方針検討業務委託

（２）業務内容 別紙「東員町まちづくり基本方針検討業務委託 仕様書」のとおり

（３）業務の期間 契約を締結した日から令和７年３月３１日まで

（４）契約上限額 ５，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。

# ３　応募条件

（１）応募者

① 応募者は、業務を遂行する能力を有する単独事業者とする。

② 応募者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行うこととする。

（２）応募者の資格

応募者の資格要件は、次のいずれにも該当する者とする。

① 本町との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び業務の実施、諸条件の変更等について、柔軟な対応ができること。

② 過去10年以内（平成25年4月1日～令和6年3月31日）に三重県内の地方公共団体の発注により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の2に基づく都市計画マスタープラン策定、改定業務委託又はこれに類する業務委託（以下「同種業務」という。）契約の履行完了実績を有すること。

③ 管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格を有すること。担当技術者のうち少なくとも１名は、測量士資格及び一般社団法人地理情報システム学会ＧＩＳ資格認定協会が認定するＧＩＳ上級技術者資格を有する者とする。なお、管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、都市計画マスタープラン業務において管理技術者又は担当技術者としての実績を有する者であること。

（３）応募者の制限

本募集要領公表の日から提案書提出日までの間において、次のいずれかに該当する者は、応募者となることができない。

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の4第の規定に該当する者

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく公正手続又は民事再生法（平成 11 年法律第225

号）に基づく再生手続中の者

　　　 ③　東員町財務規則（昭和63年9月1日規則第11号）第125条第2項又は同条第3項に規定する資格を有する者の名簿に登録されている者

④ 東員町建設工事等資格(指名)停止措置要領（平成31年1月22日訓令第2号）に基づく指名停止措置、又は東員町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成29年10月24日告示第74号）に基づく指名除外の措置を受けている者

# ４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 期日等 |
| （１）プロポーザル公告 | 令和６年４月１０日（水） |
| （２）質問書の提出期限 | 令和６年４月１８日（木） |
| （３）質問書に対する回答期限 | 令和６年４月２３日（火） |
| （４）参加申込書の提出期限 | 令和６年４月１８日（木） |
| （５）企画提案書等の提出期限 | 令和６年４月２６日（金） |
| （６）プレゼンテーション等 | 令和６年５月１３日（月） |
| （７）審査結果発表及び通知 | 令和６年５月１４日（火） |

**５　実施要領等の配布**

（１）配布書類

① 東員町まちづくり基本方針検討業務委託公募型プロポーザル実施要領（本書）

② 東員町まちづくり基本方針検討業務委託仕様書

（２）配布期間 令和６年４月１０日（水）から４月１８日（木）まで

（３）配布方法

① 東員町ホームページ（https://www.town.toin.lg.jp）からダウンロード

② 「16 問い合わせ先」での配布（午前８時１５分から午後５時までの土・日曜日を除く。）

# ６　参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

（１）受付期間 令和６年４月１０日（水）から４月１８日（木）午後５時まで（必着）

（２）提出書類

① 参加申込書（様式１）

② 会社概要及び業務実績書（様式２）

③ 業務実績として様式２に記入した業務の契約書の写し

④ 会社概要のわかるパンフレット等（既存のもので可）

（３）提出方法

郵送又は持参とする。 郵送の場合は、簡易書留とし封筒の表に「プロポーザル参加申込書在中」と書いて、提出期限までに届くように発送すること。 持参の場合は、受付期間中の午前８時１５分から午後５時までの間に受け付ける（土・日曜日を除く）。

提出先は「16 問い合わせ先」のとおり。

# ７　質問及び回答

本プロポーザルに関して質問があるときは、質問書（様式３）を作成し、下記により提出すること。

（１）受付期間

令和６年４月１０日（水）から４月１８日（木）午後５時まで（必着）

（２）提出方法

下記「16 問い合わせ先」に持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

なお、 電子メールにより提出する場合は、質問書（様式３）を添付し、メール送信後、到着確認のため提出先に電話連絡すること。

持参の場合は、受付期間中の午前８時１５分から午後５時までの間に受け付ける（土・日曜日を除く）。

提出先は「16 問い合わせ先」のとおり。

（３）質問に対する回答

① 令和６年４月２３日（火）までに参加申込書を提出した全員に対しＦＡＸにて回答する。会社名及び氏名等は公表しない。ただし、質疑の内容により回答できない場合がある。

② 質疑に対する個別の回答は行わない。また、回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

**８　企画提案書等の作成及び提出**

本プロポーザルでは、業務の実施期間（令和６年度）の提案を求めるものである。

（１）企画提案を求める事項

仕様書に掲げる業務内容の各項目について実施方法、スケジュール等について具体的な提案を行

うこと。

（２）提出書類

① 企画提案書鑑（様式４）

② 業務実施体制調書（様式５）

・業務を担当することとなる管理技術者１名、配置予定の全ての担当技術者及び照査技術者１名の業務分担について記述すること。なお、他企業やアドバイザー等の社外協力体制がある場合は、その内容も記載すること。

・用紙は、Ａ４判（縦）片面使用とすること。

・文章の文字サイズは、１０ポイント以上とすること。

③ 配置予定技術者調書（様式６）

・仕様書第５～７条に示す要件に該当する管理技術者１名及び担当技術者１名及び照査技術者１名について、資格、経歴（実務経験年数）、業務従事実績等を記入すること。

④ 企画提案書（様式７）

【企画提案書のテーマ】

①業務内容、工程について

②東員町まちづくりのポイントについて

・用紙は、原則Ａ４判片面１０枚以内とする（ページ番号を付番すること。）。

・Ａ３判の資料を挿入する場合は、片面とし、Ａ４判２ページ分とカウントすること。Ａ４判サイズに折ること。）。

・文書を補完するための写真、イラスト、グラフ等の使用は任意とする。

・文章の文字サイズは１０ポイント以上、イラスト、イメージ図の注釈等は８．０ポイント以上とすること。

・企画提案書の提出は、１者につき１提案とする。提出後における企画提案書の内容変更、差替え、又は再提出は認めない。

⑤ 提案見積書（様式８）

・業務に必要な経費を算出し、見積額を記入すること（消費税及び地方消費税を含む。）。また、積算の内訳を添付すること（任意様式）。

（３）受付期間

令和６年４月１８日（木）から令和６年４月２６日（金）午後５時まで（必着）

（４）提出方法

「16 問い合わせ先」に持参すること。持参の場合は、受付期間中の午前８時３０分から午後５時までの間に受け付ける（土・日曜日を除く）。

（５）提出部数 ７部

# ９　審査委員会

選定にあたって、庁内に「東員町まちづくり基本方針検討業務選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

# 10　審査項目等

審査項目、審査基準及び配点は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 |  | 審査基準 | 配点 |
| 実 績 | ・都市計画マスタープランの実績の程度等 | １０点 |
| 業務体制 | ・各技術者資格及び業務実績等の程度 | ２０点 |
| 企画提案 | ・実施方針・取組姿勢・業務内容の理解度・実施手順・テーマ別提案の評価①在来地区でのまちづくりのポイントについて②ネオポリス地区でのまちづくりのポイントについて・具体性及び実現性・説明のわかりやすさ | ６０点 |
| 見 積 額 | ・業務コストの妥当性 |  | １０点 |
|  | 合 計 |  | １００点 |

# 11　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

（１）日程等

① 期日　令和６年５月１３日（月）

② 場所　東員町役場 ２階 ２０１会議室

（２）方法

① 提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。１事業者あたりの時間は３０分程度（プレゼンテーション２０分以内、ヒアリング１０分以内）の予定である。

② プレゼンテーション等は非公開とし、出席者は業務に係わる予定の者３名以内とすること。

③ プレゼンテーション等に求める内容は、企画提案書（様式７）及び業務実施体制調書（様式５）

に関するものとする。。

④ プレゼンテーションでは、当町でプロジェクター及びケーブルを準備しますが、その他必要な電子機器等は、全て提案者で用意すること（電源は貸与する。）。

# 12　審査

（１）審査方法

① 審査委員会は、別添「評価基準」に基づき、提案者の企画提案書等の各項目について、審査委員ごとに採点を行い、総合点の最も高い者を受託候補者として選定する。

② 総合点の最も高い者が２者以上いる場合は、見積額の項の得点の最も高い者を受託候補者として選定する。

③ 上記②の場合において、見積額の項の得点の最も高い者が２者以上いる場合は、抽選により選定する。

（２）結果通知等

審査結果は、参加した全ての者に文書で通知する。ただし、異議申し立ては受け付けない。

# 13　業務委託契約

（１）契約の締結は、第１位候補者と本町との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の２第１項第２号に基づき随意契約を締結することを原則とする。なお、当該契約にあたり、技術提案内容（見積書を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。

（２）第１位候補者と契約に至らなかった場合は、第２位候補者と協議を行う。

# 14　失格条項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

（１）上記３に定める応募資格等を満たしていない場合

（２）提出書類の提出方法や提出期限を遵守しない場合

（３）提出書類の内容に虚偽の記載が認められた場合

（４）契約上限額を超える金額で見積書を提出した場合

（５）本要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の審査委員又は本町関係者に対し、本プロ ポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

（６）その他公平な審査を妨害する行為があったと認められた場合

# 15　その他

（１）本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。

（２）提出書類一式は、結果に関わらず返却しないものとする。

（３）採択された企画提案書等の著作権は、本町に帰属するものとする。

（４）提出された書類は、本プロポーザル実施期間中を除き、東員町情報公開条例の規定により第三者 に公開される場合がある。

（５）契約後において、業務実施体制調書（様式５）に記載した管理技術者、担当技術者は、病気、事 故、退職等やむを得ない事情がある場合を除き、変更することはできない。

（６）プロポーザルの参加事業者が１者の場合であっても審査を行い、基準点を満たした場合は、受託 事業者として選定する。

**16　問い合わせ（書類提出先・質問書送付先）**

　　　東員町役場建設課

〒511-0295 三重県員弁郡東員町大字山田１６００番地

電話番号 ０５９４－８６－２８０９ ＦＡＸ ０５９４－８６－２８５２

Ｅ－mail kensetu@town.toin.lg.jp